

野洲市ふるさと納税推進事業に係る返礼品提供事業者及び返礼品募集要項

令和5年6月
野洲市協働推進課

1 募集の趣旨

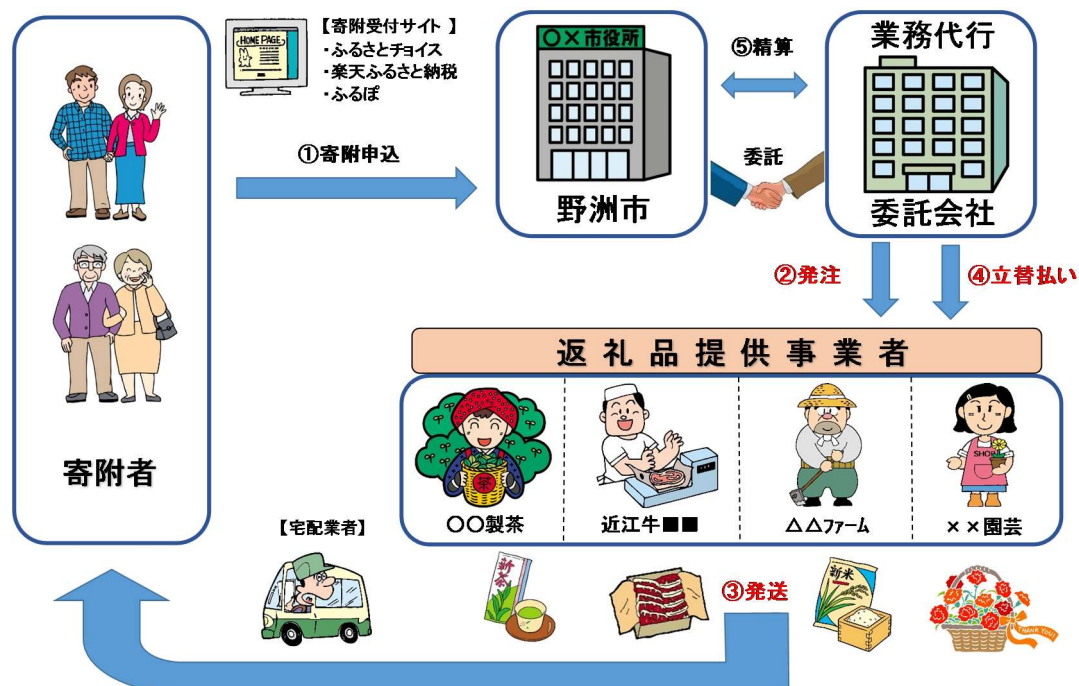
ふるさと納税制度による野洲市（以下、「本市」という。）への寄附促進、地元特産品のPR・販売促進及び市内事業者の活性化を図るため、寄附者にお礼として贈呈する商品やサービス（以下、「返礼品」という。）を提供する市内事業者（以下、「返礼品提供事業者」という。）及び返礼品を募集します。

2 返礼品提供事業者のメリット

- (1) 本市のホームページやカタログ等に返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、自社商品の販売促進、PRが可能です。
- (2) 返礼品の発送時に自社商品等のパンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進、PRが可能です。ただし、返礼品提供事業者によるパンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品の場合と送料が変動しない範囲とします。

3 事業展開イメージ

事業推進に係るプロモーション、寄附者への返礼品送付等の事務について、本市が指定する委託会社が代行します。



4 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 本市内で生産、製造、加工またはサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人、その他の団体または個人であること。
ただし、本市内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、本市をPRしていると認められる場合は、市外の事業者も可能とします。
- (2) 市税について、滞納がないこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。
- (4) 各種媒体への広告、各種メディアによる取材等について、本市が返礼品の画像や説明文を使用することに同意し、シティプロモーション等の本市の取り組みに協力すること。
- (5) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および野洲市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (6) 野洲市個人情報保護条例および関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

5 返礼品の要件

返礼品は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、下記の要件によらず、市長が特に必要と認めたものについては、返礼品として承認する場合があります。

- (1) 本市内で生産、製造、加工又はサービスの提供（体験を含む）をされているもの等、平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号が示す地場産品基準を満たすもの（別紙参照）。
- (2) 飲食物については、到着後 5 日間程度の賞味（消費）期限が保証されるものであること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。
- (4) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法規を遵守し、違反していないものであること。
- (5) 公序良俗に反していないこと。
- (6) 平成 29 年 4 月 1 日付け総務省第 28 号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げる「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。
 - ① 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マ

イル、通信料金等)

- ② 資産性の高いもの（電話・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
 - ③ 価格が高額なもの
 - ④ 寄附額に対し返礼割合が3割を超えるもの
- (7) 体験型サービス（代行サービス等も含む）においては、次に掲げる要件を全て満たすこと。
- ① 市内および市施設内にてサービスが提供されること。
 - ② 市内の地域資源を利用していること。
 - ③ 寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
 - ④ 天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
 - ⑤ 安全性の配慮に努めること。
- (8) 本市が委託する会社が指定する宅配業者により配送が可能な商品等であること。
- (9) 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

6 返礼品の価格及び送料

(1) 返礼品の価格

寄附金額は10,000円以上とし、返礼品の価格は、寄附金額の3割（消費税と梱包代金等を含む。）以下とします。なお、返礼品の価格は、本市が実費を負担します。

寄附金額	返礼品の価格 (税込、梱包代込)
10,000 円	3,000 円以下
20,000 円	6,000 円以下
30,000 円	9,000 円以下
50,000 円	15,000 円以下
100,000 円	30,000 円以下
200,000 円	60,000 円以下
300,000 円	90,000 円以下
上記以外	寄附金額の3割以下

※寄附金額については、1,000円単位で設定することが可能です。

(2) 返礼品の送料

本市が実費を負担します。

7 返礼品提供事業者の募集等

(1) 募集期間

随時

(2) 応募方法

必要事項を記入の上、下記提出書類①②をメール、または持参により協働推進課へ提出してください。

なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載されていない者又は野洲市物品供給、役務提供者一覧表に登載されていない者は、下記提出書類①②に加え、③④を提出してください。

また、提出書類①②については、登録内容に変更があった場合は随時提出してください。

【提出書類】

- ① 野洲市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式1）
- ② 事業者の概要が分かる書類
- ③ 市税の完納証明書
- ④ 暴力団排除に関する誓約書及び会社役員名簿

(3) 審査基準

ア 返礼品を安定的に提供できること（数量限定、期間限定等も可）

イ 「4 返礼品提供事業者の要件」を全て満たすこと

(4) 返礼品提供事業者の承認

本市において、上記提出書類を基に審査を行い、承認の可否を決定します。結果については、1か月以内に書面にて通知します。

(5) 承認の取消

返礼品提供事業者の承認後、応募内容に虚偽または事実と異なることが判明した場合もしくは本要項で定めた応募できる事業者の条件等の事項が履行されない場合にあつては、返礼品提供事業者の承認を取り消すことがあります。

(6) その他

本市からの承認通知後、返礼品提供事業者は本市がふるさと納税事務の代行業務を委託する会社と返礼品売買契約書を別途締結することとします。

8 返礼品の募集等

(1) 募集期間

随時

※「7 返礼品提供事業者の募集等」と同時申請可能です。

(2) 応募方法

必要事項を記入の上、下記提出書類をメール、または持参により協働推進課へ提出してください。

【提出書類】

① 野洲市ふるさと納税返礼品登録申請書（様式2）

② 返礼品の概要が分かる書類

③ 返礼品を送付する際にパンフレットやチラシを同封する場合は、その書類

(3) 審査基準

ア 地場産品および特産品であること

イ 本市の魅力为全国にPRできること

ウ 本市の魅力を低下させる恐れがないこと

エ 「5 返礼品の要件」を満たすこと

(4) 返礼品の承認

本市において、上記提出書類を基に審査を行い、承認の可否を決定します。結果については、返礼品提供事業者登録の承認後、1か月以内に書面にて通知します。

なお、返礼品の承認の期限は、登録承認を受けた年度末までとします。ただし、返礼品の登録の終了または本市の承認の取消を受けていない限り、1年毎に自動更新するものとします。

(5) 返礼品の登録の終了

返礼品提供事業者の都合により返礼品の登録の承認を終了し、返礼品の申込受付を停止する場合にあっては、停止する1か月前までに本市にその旨を報告してください。なお、それまでに申込みのあった返礼品については、返礼品提供事業者が責任をもって対応してください。

(6) 返礼品の承認の取消

返礼品の承認後、虚偽または事実と異なることが判明した場合もしくは本要項で定めた事項が履行されない場合にあっては、本市は返礼品の承認を取り消すことがあります。

9 寄附申込受付の開始

返礼品の承認後、本市と返礼品提供事業者との間で協議を行い、その協議が整い次第、本市は返礼品提供事業者の名称（氏名）、連絡先、返礼品情報、その他必要な情報を本市で定めた寄附受付サイトにて公開し、寄附申込受付を開始します。

10 返礼品提供事業者の責務

（1）返礼品の送付

ア 本市（本市がふるさと納税事務の代行業務を委託する事業者を含む。以下、同じ。）から提供する寄附（者）情報に基づき、寄附者に対して速やかに返礼品を送付すること。ただし、値段の表示はしないこと。

イ 返礼品の送付に係る事故、トラブル等が発生しないよう細心の注意を払い、発生した場合には、遅滞なく本市に報告するとともに、返礼品提供事業者の責において適切に処理すること。

（2）個人情報の取り扱い

返礼品提供事業者は本市から提供を受けた寄附者の個人情報は返礼品等の送付以外の目的で使用、または第三者に漏らしてはならない。また、返礼品提供事業者でなくなった後においても同様とします。

11 その他の留意事項

（1）委託等の禁止

返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、返礼品の配送や広告物の印刷および付帯業務の委託等もしくは書面により市長の承認を得た場合は、この限りではありません。

また、返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務を実施するにあたり得た権利を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、書面により市長の承認を得た場合は、この限りではありません。

（2）方針の変更

今後、国等の方針により、ふるさと納税制度または返礼品送付に係る方針を変更することがあります。

また、それに伴い、返礼品提供事業者に対し、承認後であっても、提供する返礼品内容の変更または停止を求めることがあります。

12 募集に関する問い合わせ・提出先

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市市民部協働推進課 担当：畑

TEL：077-587-6043(直通)

FAX：077-587-4033

E-mail：kyodosuishin@city.yasu.lg.jp